

司法修習生に対する給費制存続を求める意見書

司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）は、日本の司法を担う人材の育成のため、終戦直後の非常に厳しい経済状況下において採用され、63年間の長期にわたり継続されてきたものである。

しかるに、平成16年12月の裁判所法の一部改正により、本年11月1日から、修習資金を貸与する制度へと移行することが予定されている。

現状の司法修習生においても、日本弁護士連合会が実施したアンケートによると、半数を超える司法修習生が奨学金等を利用し、その金額の平均は318万円、最高額は1,200万円に上っており、給費制が廃止されれば、同法の改正に際し国会附帯決議において、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないようにと危惧したことが現実のものとなりかねない。

また、本県のように法科大学院のない地方出身者にとっては、司法試験合格前にも学費以外の生活費を負担しなければならず、貸与制は地方出身者の法曹への門戸をますます狭めてしまうこととなる。

よって、国においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を存続させるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣 菅 直 人 様
法 務 大 臣 柳 田 稔 様